

(取引所取引許可業者用)

取引参加者契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

(署名)

_____(以下「会社」という。)は、株式会社大阪証券取引所(以下「貴所」という。)の(取引参加者の種類名)として、次の事項を承諾します。

- 1 貴所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下「規則」という。)に従うこと、並びに規則及び取引の信義則を遵守すること。
- 2 規則に基づいて貴所が行う、取引資格の取消し、有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、過剰金の賦課その他の処分、処置及び措置に従うこと。
- 3 会社が取引資格を喪失する場合は、その喪失について会社が一切の責任を負い、貴所、他の取引参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 4 貴所からこの契約の内容の変更について通知された場合で、会社が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
- 5 貴所が別途指定するものを除き、貴所からの会社に対する諸通知(授受する書類を含む。)については日本語で作成したものを国内代表者宛に行うものとし、会社からの貴所に対する諸通知(授受する書類を含む。)については日本語で作成したものを国内代表者から送達するものとすること。
- 6 会社と貴所との間の諸通知(授受する書類を含む。)における金額の表示については、本邦通貨又は現地通貨で表示したものにより行うこと。
- 7 この契約及び規則は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。
- 8 会社と貴所との間の一切の訴訟については、大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以 上

付 則

この契約書は、平成 21 年 6 月 12 日から施行する。

付 則

この契約書は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。